

ごみステーションの利用及び管理要領

1 目 的

この要領は、海吉出村町内会地内に町内会が開設するごみステーション（以下、単に「ステーション」という）の利用及び管理について必要なことを定め、ごみの集積及び収集を適正かつ円滑に行うとともに、収集前後のステーション及びその周辺を常に良好な状態に維持し、もって快適かつ衛生的な居住環境の実現を図ることを目的とする。

2 管理組織図 別紙第 1

3 ステーションの名称・所在及び管理を担当する隣組 別紙第 2

4 ステーションの利用者及び清掃の担任

- (1) 日常利用するステーションは、世帯別もしくは隣組別に割り当てしないものとし、各世帯は日常的に最も利用しやすく、かつ、集積余地の大きいステーションを利用するものとする。
- (2) ステーションの清掃は、日常そのステーションを利用する世帯が輪番制で担任するものとする。
- (3) 各世帯は、日常利用するステーションの清掃当番の割出しに任ずる隣組の長に、みずからが利用するステーションを積極的に申し出て、清掃当番の割り当てを受けなければならない。

5 管理責任者の職務

第 3 項によりステーションの管理を担当する隣組の責任者〔以下、「管理責任者」という〕は、当該隣組の長（複数の隣組が管理を担当することとなっているステーションにあっては、その順番・任期等について関係隣組長が相互に協議して決定した隣組の長）とし、次の業務を行う。

ただし、当該隣組が複数の班等で構成されている場合は、それらの長にも業務を分担

させることを妨げない。

(1) 普通ごみ(「可燃ごみ」及び「不燃ごみ」をいう。以下同じ) 共通事項

ア 第4項3及びみずから把握したところに従い「清掃当番割出表(仮称)」を作成し、就任日の3週間(基準)前までに該当の確世帯に示すこと。

この際、規約別紙第3「高齢者等の町内会役務への参加基準」を併せ考慮すること。

イ 清掃当番の申し送り

複数の隣組が利用するステーションにあつては、現に管理責任者として就任中(又は、清掃当番就任中)の隣組の長は、自組の清掃当番が終了する日の概ね1ヶ月前までに、次期管理責任者(又は、清掃当番担任)の隣組の長に対し自組の清掃当番が終了する日を通知しなければならない。

ウ 清掃の疎漏、投棄物の放置、施設の損壊・汚損等を認めた場合は、清掃当番又は町内会関係役員に通報して善処するとともに、みずからも可能なかぎり適切な措置を講じてステーションを常に良好な状態に維持し、当日の収集終了後から次回収集日の朝までの間、ステーションに一切のごみや不法投棄物がない状態を現出すること。

エ ごみの出し方等の細部については、岡山市発行の「ごみ減量・リサイクルガイド」(保存版)による。

(2) 粗大ごみ

岡山市発行の「ごみ減量・リサイクルガイド(保存版)」によるものとし、ステーションでは取り扱わない。

(3) その他

ア 複数の隣組が管理を担当することとなっているステーションにあつては、第5項前文により、通常「月」又は「期」を単位とし、或いは清掃当番担当隣組に吻合させて管理責任者を選任するものとする。

この際、選任要領の決定は、別紙第2の表中「管理を担当する隣組の長」欄の最左翼にある隣組の長の責任とする。

イ 別紙第2の「管理を担当する隣組の長」は、当該組長が当該ステーションの利用の有無にかかわらず適用する。

ウ ごみステーション「管理責任者」の看板の掲示 別紙第3

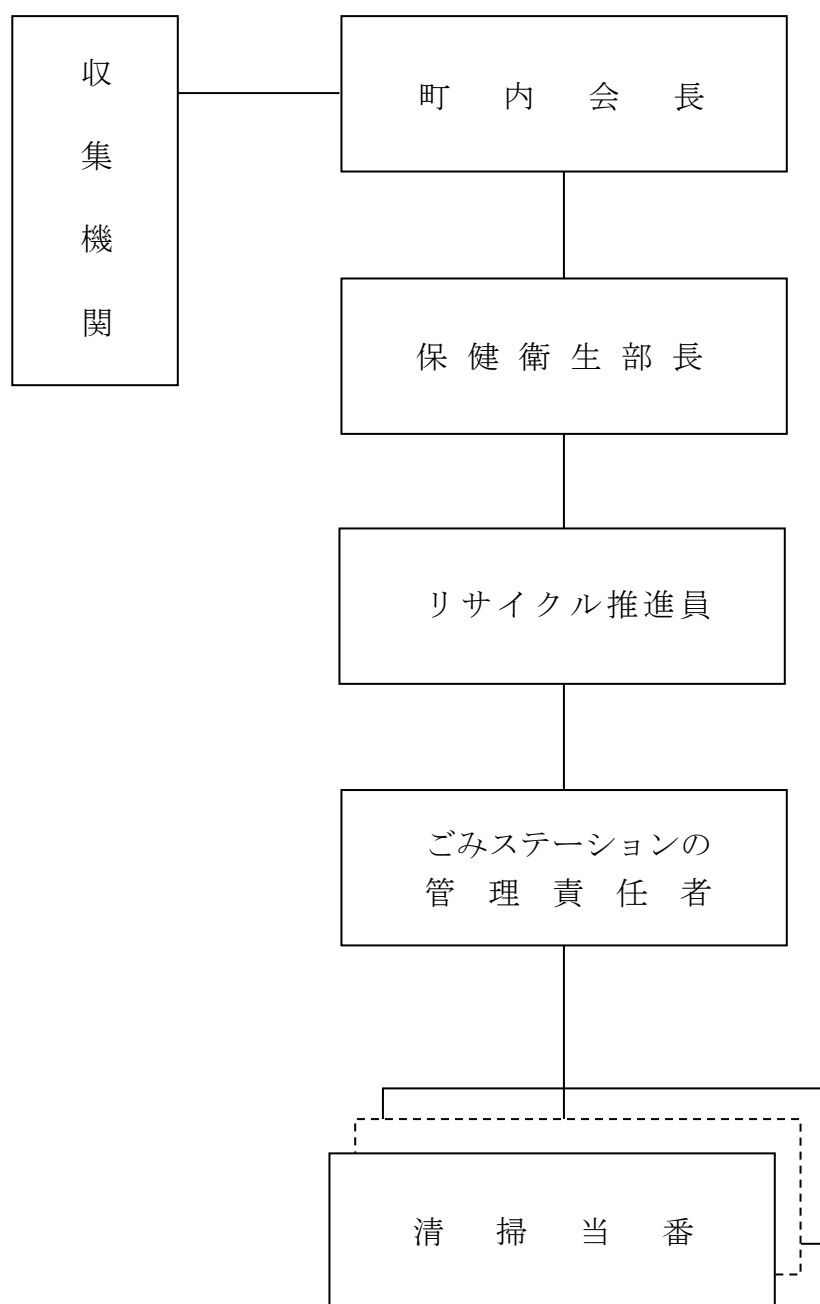
6 清掃当番の職務等

- (1) 第5項1アにより清掃当番を割り当てられた世帯は、通常次によりステーション及びその周辺の手掃（除草を含む）を行う。
- ア 極力収集作業時に立ち合い、収集終了後できる限りすみやかに手掃する。
- これによりがたい場合においても、必ず当日のうちには手掃を完了する。
- イ 手掃により発生したごみ及び当日収集されなかつたごみは、次回の正当な日に出し直すべく自宅に持ち帰るなどしてステーションには放置しないものとし、処置に窮する場合は当該ステーションを管理する隣組の長、又は町内会関係役員に通報して指示を仰ぐ等、風雨や鳥獣による飛散防止並びにステーション及びその周辺の美観保持に努める。
- (2) 割り出しを受けた日に手掃当番に就けない事態が生じた場合は、みずから交代要員を調整～決定するものとする。
- (3) 町内会が交付した手掃用具の使用及び管理要領 別紙第4

付 則

- 1 この「要領」は、平成15年4月14日から施行する。
- 2 平成19年 6月 1日 一部改正
- 3 平成22年 4月11日 一部改正

ごみステーション管理組織図



ごみステーションの名称・所在及び管理を担当する隣組

No.	名 称	所 在	管理を担当する 隣 組 の 長	備付物品			
				a	b	c	d
①	静 観 荘	静観台上	静観荘	1	1		
②	長 田	長田東組地内の用水上	長田東、長田中	1	1	1	
③	樋の尻北	樋の尻北組地内の用水上	樋の尻北、東中1	1	1	1	
④	樋の尻南	樋の尻南組地内の用水上	樋の尻南、サニー	1	1	1	
⑤	南	南組北辺の用水上	南、西の東、西の南	1	1	1	
⑥	池 田	池田組地内の市道上	池田	1	1		
⑦	本 田	本田1組南西の用水上	東、本田1～3、 久々原	1	1	1	
⑧	サ ニ ー	サニー組の旧集中浄 化槽敷地内	サニー、東中2	1	1		1
⑨	西	西2組地内の用水上	西1～3	1	1	1	
⑩	沖	オムロン(株)の外柵沿 い敷地内	沖1～3	1	1		1
⑪	富 山 橋	富山橋の東詰め北	長田西	1	1		
⑫	新 田	新田組南西の用水上	新田	1	1	1	

(注) この表は、それぞれのごみステーションの使用区分や清掃担任区分を規定するものではありません。

↑
――
箒
(ほうき)

↑
――
ちりとり

↑
――
柄杓(ひしゃく)

↑
――
散水ホース